

2026年度の事業計画

2026年4月1日から2027年3月31日まで
特定非営利活動法人浜松成年後見センター

1 2026年度の事業方針

(1) 成年後見制度を中核に据えた権利擁護体制に向けて

現在わが国では、成年後見制度改正案の大枠案が出来上がり、私共にも、その概案の内容が見えるようになってきましたが、例えどのように変わったとしても、本人が、最期まで本人らしく、生活を継続できるように支援していくという本質に変わりはありません。

浜松成年後見センターの活動は『福祉の視座に基づく支援』であるという法人の理念に沿って、粛々と一人ひとりの利用者に向き合い、今までと同様に、支援活動を行ってまいります。

又 高齢化が進む中で、高齢者においては、たとえ理解力や判断力が保たれていても、年相応の心身共の低下は逃れようも無く、近くに頼れる親族等がない等、様々な理由で不安を抱える方は、想定以上に増えています。

浜松成年後見センターでは、そのような不安を払拭すべく、元気なうちに備えておけるよう、ご利用者一人ひとりに合わせた「委任事務契約」、及び、公正証書で包括的に支援できるよう契約する『ライフサポート契約』を、地域の皆さまを対象に、周知を進めているところです。

『ライフサポート契約』においては、理解力や判断力の低下に伴い、任意後見契約が組み込まれておりますが、より利用しやすいように、任意後見契約と、法定後見の候補者の受任を約束する契約の二つから選択できるように致しました。これにより、取消権にも対応できるようになります。

又、浜松磐田信用金庫をはじめ、地元 静岡県信用金庫協会のご尽力で、保佐・補助類型にも支援預金が活用できるようになり、監督人の報酬も削減でき、より広く、利用しやすくなりました。

今後も、地域の皆さま一人ひとりの不安の種を、取りこぼしが無いよう拾い集め、アンテナを高くしながら、ご利用者が安心して、当センターに、ご自身の今後の生活を丸ごと委ねていただけるよう、皆で力をあわせ、地域の各専門機関と協力・協働し、気を引き締めて進めていきたいと思っております。

(2) ソーシャルワークを基盤とする法人後見

個別的支援と共に、親子・夫婦等、家族全体を視野に捉えての支援等、多面的視点が必要となるケースは、特に、ソーシャルワークを基盤に持つ法人だからこそ、その本領を発揮できる場所でもありますが、その活動に伴う、多機関とのネットワーク形成、支援チームの一員としての在り方等においては、ソーシャルワーカーである実務者として、その資質が問われる場所でもあります。

実務者が、それぞれの個性と、長い現場経験を発揮しながら活動するのは良いのですが、当法人の活動基

盤としている理念や価値観は、ゆるぎなく、全ての実務者が、これをしっかりと受け止めていることが、活動の前提となります。

法人設立時より、ソーシャルワーカーである私たちは、ソーシャルワークを基盤として活動しています。法人設立当初は、そのような事を常に確認するまでもなく、実務者は当たり前のこととして活動してまいりました。が、現在 実務者も 40 名を超え、年齢、実務経験も様々で、一人ひとりのバックボーンも違います。

しかし、私たちは皆、国家資格を持つ専門職です。ソーシャルワーカーとしての自覚と共に、私たちは、今一度立ち止まり、振り返り、改めて、自身の活動を、常に客観視し、又お互いに活動内容を確認しあえる環境を築いていかなくてはならないと考えます。

(3) 浜松磐田信用金庫との連携協力による『ライフサポート契約』

現在も着実に伸びている『ライフサポート契約』ですが、今後も益々需要は高まり、又、そこから始まる支援も多岐に及んでいくと思われれます。契約年齢も幅広くご利用されています。

まだ車を運転し、働いている方にとっては、いざという時の『お守り』として。認知症ではないけれど、年相応の心身共の低下により、様々な不安に悩まされる方にとっては、常に相談できる相手が身近にいる心強さで、安心して生活が継続できるのです。

実際、お元気にもえても、突然の疾病や事故は、まれではありません。やはり、年を重ねるごとに様々なりスクは大きくなっていくのだと痛感させられます。

私たちは、『法定代理人』（成年後見制度）として機能していますが、加えて『ライフコーディネーター』であることも自覚しなければなりません。

他人の人生に伴走することに必要となる知識及びスキルは、学んでも限りないですが、利用者との相互コミュニケーションや相互の関わりの中においても、通い合う気持を通じて顕在化してくる気づきも多く、私たちは、常に学びと共にあることを日々感じています。

従って、常に学び続けることを意識し、又、真摯に実務経験を積み重ねていくことで、豊かになる知識と共に、スキルも磨かれ、やがて一人ひとりの実務者が、それぞれに個性光る、「ライフコーディネーター」に育っていくと期待しています。

そして、それはそのまま、法人の価値を高め、地域社会に貢献できることに繋がっていくのです。当法人の一員であることに、誇りをもって活動されることを強く望みます。

*浜松成年後見センター 『ライフコーディネーター』の役割

高齢に伴い、判断力、理解力は保たれていても、体力気力の低下や、病気や事故等、何かあった時の不安、有事に備えて安心したい方々の為に、一人ひとりの意向や希望等をしっかり聴き取りながら、その思いを大切に、状況に合わせたアドバイスや情報提供、必要な手配など、専門職ならではの視点と思いやりで行い、見守りから包括的支援まで、利用者のニーズに合わせ必要な介入、支援を提供していきます。又 法人として、入院入所の身元保証、死後の全ての対応まで、希望に応じて継続して行います。そして、最後の最期まで、利用者の人生に伴走していきます。

(4) 関係機関との連携強化

私たちは、ご利用者にとっても近い立ち位置で関わりが始まることが多いですが、やがて、ご利用者の心身の低下に伴い、関わる支援者は増え、支援チームが形成されていきます。それにより、私たちも、その支援チームの一員となるのです。したがって、支援チームの一員としての役割も考慮しなくてはなりません。

支援チームは時間の経過と共に、形を変えメンバーも変わりますが、私たちが離れることはありません。チームとして、支援の方向性、優先順位等を、共に共有し、柔軟に関係性を良好に保つ、バランス感覚やアセスメントも大切です。支援チームが一体となることで、利用者の良い支援が提供されていくことになるのです。私たちは、常に関係各機関と良好な関係を築けるよう努めます。

(5) 浜松市の社会資源として更なる発展へ

当法人も設立13年目となり、当初からの法人運営についても、いよいよ次世代に向けて、変革の時期を迎えています。

次世代に、より良い形で引き継ぐ為に、そして、今までの当法人の活動経験、実績を、無駄なく活用し、浜松市の大切な社会資源として、より大きく育てられるよう、皆で力を合わせ、今正に、本格的に取り組み始めています。

今後、浜松市、権利擁護支援センター、各社会福祉法人等が協力し合い、権利擁護ネットワークを更に広げ、浜松成年後見センターの機能をより拡大して、市内全域をカバーできるよう組織を構築していくことを目指しています。

浜松成年後見センターとしても、可能な限り協力を惜しまず、皆と一体となって、新しく素晴らしい形に整えられるよう取り組んでまいります。

2. 2026年度の事業計画骨子

① 地域の相談窓口としての役割

(様々な相談を受け、課題を整理し関係機関と協力しながら法人として対処していく)

② 後見人等の受任 (受任相談から必要に応じて関係機関と共に介入する)

③ ライフコーディネーターの受任 (委任事務 ・ ライフサポート契約等)

④ 内部研修 (年4回以上の開催 ・ 地域専門職との共有も含める) の開催

⑤ 令和8年度 実務者養成研修の開催 (公開講座を含む)

⑥ 令和7年度実務者研修修了生のサポート育成

⑦ 各種会議の開催

(受任会議<毎週>、実務者ミーティング・ライフ会議<毎月>、マネジメント会議<毎月>、運営会議・理事会 等)

⑧ 浜松市からの要請による各会議・相談会等への参画

2. 総会・理事会

名称	内容	(A) 実施日時 (B) 実施場所	参加者	事業予算 (単位：千円)
1. 定期総会	総会で決定すべき項目の審議	(A) 6月6日 (B) センター (書面評決会)	会員	150
2. 理事会	法人の重要事項についての審議	(A) 年4回程度 必要に応じて (B) センター	理事 監事	120

3 事業の実施に関する事項共に

特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①成年後見人等の受任に関する事業 ② 相談事業	a) 成年後見等の開始申立の相談と手続きの支援 (親族後見相談、サポート含む)	(A)随時 (B)浜松市内 (C) 10名	(D)成年後見等の開始を申立てる人 (E)10名	100
	b) 成年後見人等の受任	(A)随時 (B)浜松市内 (C)40名	(D)成年被後見人等 (E) 210名	640,000
	c) 上記以外の高齢者、障害者相談に対しての対応、専門機関の紹介等	(A)随時 (B)浜松市内 (C) 5名	(D)浜松市民 (E) 10名	0
③委任事務契約に関する事業	a) 委任事務契約	(A)随時 (B)浜松市内 (C) 10名	(D)委任事務契約 (E) 10名	5,700
	b) ライフサポート契約(スポット型・見守り型・包括型)	(A)随時 (B)浜松市内 (C)10名	(D)ライフサポート契約 (E) 20名継続	8,500

④成年後見人等の養成、研修、業務支援事業	a) 成年後見人等の養成	(A)令和9年1月~3月 (B)浜松市内 (C)5名	(D)有資格者	400
	b) 成年後見人等の研修	(A)令和8年10月 (B)浜松市内	(D)成年後見人等	100
⑥後見制度等の啓発、相談、利用支援事業	a) 成年後見制度等に関するホームページの充実	(A)季刊 (B)浜松市内 (C)2名		100
	b) 成年後見制度、日常生活自立支援事業、成年後見利用促進事業等についての相談	(A)随時 (B)浜松市内 (C)5名		30
⑦成年後見制度等に関連する団体等との交流及び連携事業	a) 浜松市成年後見制度利用促進連絡会・協議会への参画 b) 社協等への相談員、研修講師の派遣	(A)随時 (B)浜松市内 (C)2~3名	(D)成年後見制度等に関連する (E)20~30名程度	30
⑧年後見制度等に関する情報収集、調査研究事業	実施しない			0
⑨その他この法人の目的を達成するために必要な事業	浜松磐田信用金庫からの委託事業(相談・親族後見等の支援)	(A) 随時 (B) 当センター他 (C) 3人	(D)一般市民信用金庫職員、利用者 (E)未定数	1,100

4. 会議等

名称	内容	(A) 実施日時 (B) 実施場所	参加者	事業費の 予算額 (単位：千円)
運営委員会	法人の運営状況の確認	(A) 毎月1回 (B) センター事務所	運営委員会	20
ミーティング	1. 法人の重要事項報告 2. 実務の共有	(C) 毎月第2木曜日 (B) センター事務所	全実務者	0

<p>マネジメント 会議</p>	<p>(A) 受任検討会 (B) 新規相談ケースから 確定迄の経過報告 (C) 法人内の検討事項 報告事項</p>	<p>(A) 毎月第3金曜日 (B) 浜松磐田信用 金庫本部棟 (会議室)</p>	<p>主幹実務者 浜松磐田信用 金庫理事 他</p>	<p>0</p>
<p>ライフサポート 会議</p>	<p>担当メンバーの情報共有 契約者の経過報告・確認</p>	<p>(A) 毎月第2木曜日 (B) センター事務所</p>	<p>担当者・他</p>	<p>0</p>